

新旧対照表（分譲地・マンションⅠ・マンションⅡ） 下線部は変更部分

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><u>リゾート地管理契約条項</u></p> <p>第4条（管理費）（マンション新設）</p> <p>3 管理費の改定</p> <p>（2）前項の場合は、支払い義務者に対して3か月前に予告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>団地管理契約条項</u></p> <p>第4条（管理費）</p> <p>3 管理費の改定</p> <p>（2）前項の場合は、支払い義務者に対して3か月前に予告するものとし、<u>変更された管理費については異議なく承諾するものとする。</u></p>	<p>変更</p> <p>削除</p>
<p style="text-align: center;">給水使用契約条項</p> <p>第17条（給水の制限・停止）（マンション第17条）</p> <p>4 給水施設所有者が、給水の制限あるいは停止・廃止によって損害を受けても、乙は<u>乙に帰責事由がない限り</u>その責を負わない。</p>	<p style="text-align: center;">給水使用契約条項</p> <p>第17条（給水の制限・停止）（マンション第17条）</p> <p>4 給水施設所有者が、給水の制限あるいは停止・廃止によって損害を受けても、乙はその責を負わない。</p>	<p>追加</p>
<p>第27条（使用休止・廃止）（マンション第25条）</p> <p>（削除）</p> <p>第38条（使用料等の改定）（マンション第35条）</p> <p>2 前項の場合は、支払義務者に対し</p>	<p>第27条（使用休止・廃止）（マンション第25条）</p> <p><u>4 本条3項の休止期間に開栓した場合、休止中も正規の使用料金を支払う。</u></p> <p>第38条（使用料等の改定）（マンション第35条）</p> <p>2 前項の場合は、支払義務者に対し</p>	<p>削除</p>

<p>して3か月前に予告するものとする。</p>	<p>て3か月前に予告するものとし、<u>変更された給水使用料については異議なく承諾するものとする。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第40条 (削除) (マンション第37条)</p>	<p>第40条 <u>(大規模修繕費用)</u> (マンション第37条)</p> <p><u>給水事業に関する法令の新設・改正並びに耐用年数経過による給水施設の損傷、機能低下及び天変地異等による大規模な破損の改善・補修工事の必要が生じた場合、乙は土地所有者及び給水使用者に対しその負担を求めることができるものとする。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第41条 (違反処分) (マンション第38条)</p> <p>次の各号の一に該当する場合は給水を停止し、かつその者は損害賠償義務を負う。</p>	<p>第41条 (違反処分) (マンション第38条)</p> <p>次の各号の一に該当する場合は給水を停止し、かつその者は損害賠償義務を負うとともに、<u>金10万円を違約懈怠金として支払わなければならない。</u></p>	<p>削除</p>
<p>温泉給湯管理契約条項</p> <p>第13条 (給湯の制限・廃止) (マンション第13条)</p> <p>3 受湯者が本条第1項の制限又は廃止によって損害を受けても、乙</p>	<p>温泉給湯管理契約条項</p> <p>第13条 (給湯の制限・廃止) (マンション第13条)</p> <p>3 受湯者が本条第1項の制限又は廃止によって損害を受けても、乙は</p>	

<p>は<u>乙に帰責事由がない限り</u>その責 めを負わない。</p>	<p>その責めを負わない。</p>	<p>追加</p>
<p>第30条（使用料の改定）（マンション第 22条）</p> <p>2 前項の場合は、支払義務者に対 して3カ月前に予告するものとす る。</p>	<p>第30条（使用料の改定）（マンション第 22条）</p> <p>2 前項の場合は、支払義務者に対し て3カ月前に予告するものと<u>し、変 更された使用料及び施設維持費に ついては異議なく承諾するものと する。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第32条（削除）（マンション第24条）</p>	<p>第32条 <u>（大規模修繕費用）</u>（マンション 第24条）</p> <p><u>温泉給湯事業に関する法令の新 設・改正並びに耐用年数経過によ る給湯施設の損傷、機能低下及び 天変地異等による大規模な破損の 改善・補修工事の必要が生じた場 合、乙は土地所有者及び給水使用 者に対しその負担を求めることが できるものとする。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第33条（違反処分）（マンション第25 条）</p> <p>1 次の各号に該当する行為があっ た場合は、給湯を停止し、かつそ の者は損害賠償義務を負う。</p>	<p>第33条（違反処分）（マンション第25 条）</p> <p>1 次の各号に該当する行為があっ た場合は、給湯を停止し、かつそ の者は損害賠償義務を負う<u>ものと もに、金10万円の違約懈怠金を支 払わなければならない。</u></p>	<p>削除</p>

(削除)	<u>2 受湯者は、その家族、同居人、使用人等がなした行為についても、本規定の責任を負わなければならない。</u>	削除
------	-----------------------------------------------------------	----

以上